



鳥取県公報

平成 22 年 2 月 5 日 (金)
第 8 1 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (48) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (49) (〃) 2
	土地改良法による換地計画の決定 (2 件) (50・51) (耕地課) 2
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (52・53) (森林・林業総室) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (54) (会計指導課) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (55) (西部総合事務所県民局) 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (3) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (4) (教育総務課) 5
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (情報政策課) 6

告 示

鳥取県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
山本整形外科クリニック	鳥取市南隈18	平成21年10月 1 日
あすなる薬局	倉吉市上井町一丁目12- 7	〃
明治町薬局	倉吉市明治町1031- 34	〃
さくら薬局	倉吉市東昭和町158- 2	〃
のぞみ薬局	東伯郡湯梨浜町田後223- 1	〃
ゆり調剤薬局	東伯郡三朝町山田774	〃
たけうち耳鼻いんこう科	鳥取市里仁54- 8	平成21年12月25日
鳥取ペインクリニック	鳥取市川端一丁目201	平成22年 1 月 1 日
ウェルネス薬局 宮長店	鳥取市宮長字下宝殿239- 7	〃
徳吉薬局みなみ	鳥取市南町430	平成22年 1 月 4 日

鳥取県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
斉藤医院	東伯郡湯梨浜町下浅津235	平成21年 9 月21日
山本整形外科クリニック	鳥取市南隈18	平成21年 9 月30日
大森生協診療所	鳥取市西品治806	〃
あすなる薬局	倉吉市上井町一丁目12- 7	〃
明治町薬局	倉吉市明治町1031- 34	〃
さくら薬局	倉吉市東昭和町158- 2	〃
のぞみ薬局	東伯郡湯梨浜町田後223- 1	〃
豊田医院	倉吉市東町351- 89	平成21年12月23日
あみはま薬局南町店	鳥取市南町430	平成21年12月29日
鳥取ペインクリニック	鳥取市戎町419	平成21年12月31日

鳥取県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条中央地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成22年2月5日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条中央地区（第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成22年2月5日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第52号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市本高字神子ヶ谷ノ一509の6（国有林）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第53号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町舟場字山ノ神廻り719の3、字三井平ラ721の4、721の5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
平成21年度鳥取県被災宅地危険度判定士養成講習会に係るテキスト代金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県県土整備部技術企画課
課長補佐 谷口 明美
- 3 委任期間
平成22年2月5日から同月15日まで

鳥取県告示第55号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年3月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年2月5日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 申請のあった年月日
平成22年1月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なんぶS ANチャンネル
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
野口 隆資
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町法勝寺377-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、南部町民が郷土に誇りを持ち、町の未来について積極的にまちづくりに参画していけるよう、地域に根ざした番組の提供を通じて貢献することで地域の発展に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに境港市選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年2月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,753
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,937
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,888

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第4号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成22年2月5日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成22年2月9日（火）午前10時00分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題

- (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 (2) その他

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年 2 月 5 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市賀露町西一丁目2990外2筆（2,346平方メートル）	砂（5,332立方メートル）	平成22年1月15日から平成23年1月14日まで	平成22年1月15日
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ二1162外17筆（7,820平方メートル）	砂（26,299立方メートル）	平成22年1月15日から平成23年1月14日まで	平成22年1月15日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|---------------|--|
| 1 調達物品及び数量 | 借入物品 ノート型コンピュータ 1,297台
借入物品 デスクトップ型コンピュータ 37台
購入物品 ソフトウェア 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成21年12月22日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | NECキャピタルソリューション株式会社中国支店
広島県広島市中区紙屋町二丁目2-12 |
| 5 落札金額 | 月額3,635,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成21年12月4日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称 | 鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課 |

及び所在地

鳥取市東町一丁目220